

兵庫県稲美町農業委員会  
令和4年3月定例会会議録

1 開催日時 令和4年3月25日（金）13時30分～14時30分

2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

報告第24号「農地法第18条第6項の規定による届出について」

⇒承認（2件）

報告第25号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

⇒承認（1件）

議案第56号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（3件）

議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（4件）

~~議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒1件 削除~~

議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（1件）

議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

議案第61号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（2件）

4 出席委員（14名）

1番・山本恵洋	2番・福田正人	3番・丸山治正	4番・福田 修
5番・坂本英正	6番・大西寿々代	7番・藤本勝彦	8番・丸尾信夫
9番・久保敬治	10番・大西純子	11番・鳴瀬敏雄	12番・松尾芳夫
13番・大村信介	14番・高橋秀一		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

4番・福田 修 委員 5番・坂本英正 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和4年3月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席ですので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番・福田修委員、5番・坂本英正委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第24号・第25号及び議案第56号～第61号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字緑ヶ岡

地 目： 田

面 積： 1, 305 m<sup>2</sup>

賃貸人： 地元所有者

賃借人： 地元農家

設定された権利： 残存小作

解約理由： 小作人に譲渡するため。当月3条許可申請あり。

解約届出日： 令和4年3月3日

解約成立日：令和4年2月28日

土地引渡時期：令和4年2月28日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。  
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町加古字五軒屋中

地目：田

面積：751㎡

賃貸人：町内在住農業者

賃借人：農業参入法人

設定された権利：利用集積（賃貸借）

解約理由：営農組合に貸付するため

解約届出日：令和4年3月2日

解約成立日：令和3年12月31日

土地引渡時期：令和3年12月31日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第25号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中村字そけ谷（天満幼稚園西方、国安川沿い）

地目：田（現況 宅地）

面積：2筆合計 405㎡ のうち 121.44㎡

申請人：町内在住の農家

転用目的：農業用倉庫。始末書添付。

受理日：令和4年3月25日

事務局：専決処理の報告で済む届出ですが、始末書が添付されている案件ですので、定例会終了後本日付けでの受理としたいと思います。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ、耕作の事業を行う者が、農作物の育成事業のために、2 a 未満の農地を農作業場に供する転用ですので、稲美町農業委員会として、令和4年3月25日付けで届出人に受理通知書を送付することをご了承願います。

議長： それでは、議案第56号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は3件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字大道 (六分一集落内)

地目： 畑(現況 宅地)

面積： 70 m<sup>2</sup>

農地法第2条と第1項の農地でなくなった時期：

昭和44年ごろ木造瓦葺平屋建て住宅1棟を建築し、現在に至る。申請地は住宅が建ち並ぶ集落の中にあり、周辺に農地は無い。申請地の東と北は申請者所有の宅地、西は隣家住宅、南は西奥の住宅への進入路。

昭和50年1月31日に撮影した航空写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。既に宅地になっており、現状において農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告がありました。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年3月22日13時30分～16時45分までの間、4番福田修農地担当副会長、7番藤本勝彦委員、14番高橋秀一会長及び事務局2名の合計5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

4番：福田修委員： 申請地の周囲には農地はなく、現状となってから20年以上経っており承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町中一色字新改 (中一色集落西方)

地 目： 田 (現況 宅地)

面 積： 105㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

平成7年ごろプレハブガレージ・物置を設置し、コンクリート舗装の自家用露天駐車場とした。申請地の南は宅地、北は住宅を建築中、東は建築の住宅の進入路。西は水路をはさんで隣家住宅。平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。令和3年12月定例会で5条許可申請あり、許可相当の意見書をつけ加古川農林事務所に進達したが、3月初旬に取り下げ、非農地申請をしたもの。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告がありました。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番：福田修委員： 申請地の西側は宅地で、排水も問題ありません。承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町印南字上場 (北池東方)

地 目：畑（現況 宅地）

面 積：1 2 4 m<sup>2</sup>

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和40年ごろから宅地として利用。申請地の北は町道、西は申請者所有の宅地、東・南は隣家宅地など。

平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

議 長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松原委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告がありました。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番：藤本委員： 申請地には建物の基礎のようなものがあつた。雨水排水も問題ない。周辺の農地や道路等に影響を及ぼすことはなく、承認しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり承認することに決定します。

議 長： それでは、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」から「番号3」については、私が小委員会の担当委員でありますので、議長を坂本会長職務代理者と交代いたします。

会長職務代理者： 高橋会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字緑ヶ岡 （天満東小学校西方）

地 目：田

面 積：1, 3 0 5 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：申請地の残存小作人であった地元農家

農機具：トラクター2台、田植機・コンバイン・乾燥機・農用自動車

各 1 台

栽培作物：水稲、麦

議長（代理）： 「番号 1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代理）： 「番号 1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高橋会長： 申請地は小作権を持っていた譲受人が従来から耕作しており、申請地の西側部分は譲受人により野菜が植えられており、残りの部分は、申請地北側の譲受人所有の農地と一体で、地元営農による麦が植えられていました。これからも譲受人が変わらず耕作する計画です。問題ないと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号 1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号 2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 2」

所 在：稲美町中一色字鈍々岡 （弁天池南方）

地 目：田

面 積：7 6 0 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：町内養蜂家

農機具：トラクター・耕運機・軽トラック各 1 台、草刈機 3 台

栽培作物：野菜、ヘアリーベッチ。申請地西の農地は、譲受人がすでに利用賃貸借しており、養蜂で使用したり、野菜を栽培したりしている。

議長（代理）： 「番号 2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。問題ないとの報告をいただい

ています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高橋会長： 申請地は最近まで遊休状態でしたが、雑木が切られモアがけされていました。譲受人は町内の養蜂家で、譲渡人の許可を得て、すでに果樹が6本植えてありました。今後蜜源となるヘアリーベッチを栽培する予定ですので、許可しても問題ないと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町岡字西 （天満大池南池東方）

地目： 田

面積： 5筆合計 7,464㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 町外在住農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・テラー各1台

草刈機・軽トラック各2台

栽培作物： 水稻

議長（代理）： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。問題ないとの報告をいただいています。

議長（代理）： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高橋会長： 譲受人は 市で農業を営んでいる農家です。現在申請地は地元営農組合により麦が植えられていますが、今後は譲受人が水稻を栽培する予定ですので、許可しても問題ないと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問



は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長(代理)：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(代理)：全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

ここで、議長を高橋会長に戻します。

議長(高橋)：これより、議長を務めます。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号4」

所在：稲美町加古字北新田東 (北新田公会堂東・加古小学校西方)

地目：田

面積：4筆合計 6,364㎡

移動する権利：所有権。親子間で利用集積(使用貸借)をしていたが、解約済。

譲渡人：譲受人の親

譲受人：町内養蜂家

農機具：トラクター2台、コンバイン・田植機 各1台

栽培作物：水稻、蜜源植物

議長：「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は前川委員です。問題ないとの報告をいただいています。

議長：「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・福田修委員：譲受人は熱心な養蜂家です。申請地はヘアリーベッチが発芽しています。申請地は従来から譲受人が管理耕作しており、これからも譲受人が変わらず管理耕作しますので、許可しても問題ないと思います。一か所フレコンが置かれたままになっていたの、片付けていただくよう伝えてもらいたいと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙

手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： 議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は削除です。

議長： それでは、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町草谷字野々原（草谷交差点東方）

2筆合計 1,780㎡

移動する権利： 賃貸借権

譲渡人： 地元農業兼会社経営者

譲受人： 園芸用品等製造業者

転用目的： 工場・倉庫

土地利用計画： 北は町道、西と東は宅地。南は細い未舗装の道と深い水路（加古大溝）。申請地西側部分に鉄骨造1階建て園芸用品等加工製作工場を建築する。盛土、切土により造成し、西側は重力擁壁・U字溝・フェンス設置、南側西切土部分はフェンス、東転回場盛土部分は重力式擁壁する。

北西三角残地及び車両進入部分はアスファルト舗装。雨水は敷地内に配置したU字溝及び申請地周囲に設置するU字溝から南の大溝へ放流。

建物の高さは約10m。建物の陰は、冬至において西側住宅に少しかかる程度。農地へは11時ごろまで影がかかると思われる。浄化槽・トイレは設置しない。

都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書提出中。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。転用しても農業用水・道路への影響はない。西側農地影響は分からないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

7番・藤本委員： 転用後の雨水排水については、南側の大溝に流すよう3か

所設計されています。また西側農地との間には幅2m以上の進入路があり、午前中日陰になる部分ができると思いますが、問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び賃貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 7番藤本勝彦委員、9番久保敬治委員、13番大村信介委員が該当しますので、藤本委員、久保委員、大村委員の退席を求めます。

(藤本委員、久保委員、大村委員 退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：59件

利用権を設定する申請者（貸付者）：90件

申請筆数：152筆

申請面積：213,968㎡

「明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：59件

利用権を設定する申請者（貸付者）：90件

申請筆数：152筆

申請面積：213,968㎡

【新規のみ集計】

利用権を設定する申請者（借受者）：21件

利用権を設定する申請者（貸付者）：25件

申請筆数：44筆

申請面積：54,848㎡

【新規分の集計】

借受理由：経営規模拡大 20件  
          利用権設定変更 1件  
貸付理由：高齢により耕作できない 13件  
          遠距離による耕作不便 5件  
          兼業による労力不足 7件

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査依頼した借受人につきましては問題ないとの報告をいただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(退席の委員を除く全員挙手、賛成多数)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の委員は自席にお戻りください。

(藤本委員、久保委員、大村委員 席に戻る)

議長： それでは、議案第61号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。判断を求められているのは2件です。  
それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202202-02 新規認定(認定新規就農者 認定期間終了)

スイートコーン、白ネギ、ブロッコリー、エダマメの栽培面積、修穫量の増。経営農地(借入地)田の増。

トラクター、エダマメ脱莢機、小型管理機、プラソイラ、ネギ調整機、肥料散布機、ラジコン動噴 取得。

青色申告、経営状況の見える化、計画的な休日の確保。制度資金等を活用し機械化・IT化を進め、生産性を向上させる。

農業所得に関する目標、労働時間 構想基準に合致する。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

次に、「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2」 No.202202-03 更新

トマト、キュウリの作付面積、収量の増。

経営農地増（パイプハウス取得）。

パソコン入力による青色申告、臨時雇用による適期収穫

耐病性の台木導入、収穫時期の前進化、気候に適した品種導入。

農業所得に関する目標、労働時間 構想基準に概ね合致する。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「2件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年3月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年3月25日

議長 高橋 秀一

委員 福田 修

委員 坂本 英正